

船舶国籍証書の再交付申請

船舶法第12条

(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

船舶国籍証書が滅失したと分かった時から2週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

【添付書類】

なし

【手数料】

・船舶国籍証書の再交付手数料（船舶法施行細則第51条）

4,500円

7,500円（英語併記の場合）

※所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）

又は、運輸支局（海事事務所）